

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び西いぶり広域連合契約に関する規則が例による室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 7年 4月 9日

西いぶり広域連合長 青山 剛



記

1. 入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 西いぶり広域連合旧中間処理施設解体工事
- (2) 工事場所 室蘭市石川町22番地2
- (3) 工期 着手の日から令和10年3月15日まで
- (4) 工事概要 西いぶり広域連合の旧中間慮施設（メルトタワー21）を解体する工事

2. 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

(1) 構成員の要件

- ① 令和7・8年度（または2023～2026年度）の室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の競争入札参加資格者名簿に工種「建築工事」で登録がある者
- ② 構成員数は4社とし、①の工種に係る経営事項審査の総合評定値(P)が代表者は1500点以上、代表者以外の構成員は800点以上の者。
- ③ 代表者は北海道内に本店、支店、営業所又は出張所を有する者。ただし、代表者以外は、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町に本店を有している者とする。
- ④ 代表者は、過去10年間（平成27年度以降）に、元請として次に掲げる工事内容の施工実績（ただし、共同企業体による施工の場合は代表者に限る。）を有し、かつ、元請として公共工事の建築工事の経験（共同企業体としての施工を含む）を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者

公共工事の一般廃棄物焼却施設（処理能力100t/日以上）の解体工事

- ⑤ 代表者は、この工事に対応する建設業の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上経過していること
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の競争入札参加資格者指名停止等措置要領等の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町から再認定を受けている者を除く。）
- ⑨ 建設業法第26条に規定する許可業種に係る監理技術者（監理技術者を兼任で配置する場合は、監理技術者補佐。以下この号において同じ。）又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）。ただし、出資金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に満たない構成員があるときは、当該構成員は、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合に限り、主任技術者を兼任で配置することができる者。
- ⑩ この工事に係る下請代金が4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となった場合には、建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受け、構成員のいずれかが監理技術者を、その他の構成員が主任技術者を、それぞれ配置すること
- ⑪ 代表者は、現場代理人（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）を工事現場に専任で配置できる者（ただし、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の建設工事

に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領等の規定に該当する場合には、兼任することができる。))

※④⑤⑩は、構成員のうち少なくとも代表者が満たさなければならない要件です。

- ⑫ 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表者又は構成員である場合を除く。）。

(a) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(a)又(b)と同視しうる特定関係があると認められる場合

- ⑬ 入札参加申請時に構成員それぞれが室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町のいずれかに提出している建設業経営事項審査の有効期間が開札日から7日以上あること。

(2) 構成員の出資比率

最低出資比率は、15%以上とする。

- (3) 一の企業が2以上の特別共同企業体の構成員となることはできない。

3. 入札参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（第5号様式 JV用）に、次の書類を添付して提出すること。

- ① 特別共同企業体協定書（第6号様式 JV用）

- ② 類似工事施工実績調書（第3号様式）

コリンズ、契約書の写し等を添付すること（西いぶり広域連合発注工事の場合は省略可）。

- ③ 配置予定技術者調書（第7号様式 JV用）

コリンズ等配置予定技術者の同種工事実績がわかる書類を添付すること（西いぶり広域連合発注工事で技術者として従事していた工事の場合は省略可）。

- ④ 委任状（第8号様式 JV用）

- ⑤ 入札参加申請書受理票用紙（第9号様式 JV用）

- (2) 提出期間 令和7年4月10日 から 令和7年5月1日まで **(必着)**

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで）

- (3) 提出場所 西いぶり広域連合総務課（室蘭市石川町22番地2、電話0143-59-0705）

- (4) 提出方法 持参又は郵送すること。（ファクシミリによるものは受け付けない。）

- (5) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。

- (6) 提出書類様式の入手方法

(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの西いぶり広域連合ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://www.union.nishi-iburi.lg.jp/>

- (7) その他

- ① 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された申請書及び資料は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 **免除**

- (2) 契約保証金 **免除**

5. 図面、仕様書等の閲覧等

図面、仕様書等の閲覧は、次の期間、場所で行う。

なお、申請者は、入札参加申請の用に供する場合に限り、仕様書等の貸与を受けることができる。

(1) 閲覧期間

令和 7年 4月10日 から 令和 7年 5月 7日 まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 閲覧場所 閲覧方法 下記の場所にてCDの貸与による閲覧とする。

西いぶり広域連合総務課 (室蘭市石川町22番地2、電話0143-59-0705)

6. 図面、仕様書等に関する質問の受付

図面、仕様書等に関する質問がある場合は、質問書を西いぶり広域連合総務課へ提出すること。回答は、急を要する場合を除き、原則として書面にて質問者へ通知する。

7. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時 令和 7年 5月 8日 (木) 午前10時00分

(2) 入札執行場所 西いぶりエコファクトリー 3階会議室

(3) 入札方法

① 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

② 申請書受理票(受付印押印済)又はその写しを入札開始前に提出すること。

③ 入札回数は、2回とする。ただし、1回目の入札において、失格判断基準を下回る入札があった場合は直ちにこれを失格とし、2回目の入札には参加できない。

1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、2回目の入札を行う。

1回目又は2回目の入札において、低入札調査基準価格(14.参照)を下回る入札があった場合は落札保留とし、後日決定する。また、失格判断基準以上の入札がない場合は、当該入札を不調とする。

2回目の入札において、失格判断基準を下回る入札があった場合は直ちにこれを失格とする。また、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行う。

8. 予定価格 事後公表

9. 入札心得等

(1) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札書は、封筒に入れて提出すること。

(3) 入札参加者は、企業名及び氏名を記した名札を着用すること。

(4) 次に該当する入札は、無効とする。

① 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札

② 記名押印のない入札書

③ 金額を訂正した入札書

④ 記載事項が不明確な入札書

⑤ 入札者(代理人)が同一件名に2つ以上の入札をしたとき。

⑥ 入札に関し不正、不穩当の行為があった者のした入札

⑦ 予定価格を超える入札

⑧ 工事費内訳書を提出しない者のした入札又は工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領の規定による無効となる内訳書を提出したとき

⑨ その他、入札に関する条件に違反した場合

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 工事費内訳書の提出

(1) 工事費内訳書に関する事務取扱要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること

(2) 提出された工事費内訳書は、返却しない

11. 支払条件

(1) 前金払 請求可能(請負代金額の10分の4以内)

(契約期間が複数年度にわたる場合は当該会計年度の出来高予定額)

(2) 中間前金払 請求不可

(3) 部分払 2回 第1回 令和8年3月 第2回 令和9年3月

12. 火災保険等付保の要否 必要

13. 入札の中止等

- (1) 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
- (2) 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

14. 低入札調査基準価格及び失格判断基準の設定

- (1) 低入札調査基準価格 設定する。
(調査基準価格を下まわった場合は落札保留とし、後日決定する。)
- (2) 失格判断基準 設定する。
((1)によらず、失格判断基準を下回る入札があった場合は、直ちにこれを失格とする。)

15. 分別解体等の実施の義務付け

- (1) この工事は、下記の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。
 - ・ 建築物の解体工事で床面積の合計が80㎡以上
 - ・ 建築物の新築・増築工事で床面積の合計500㎡以上
 - ・ 建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）で請負代金の額が1億円以上
 - ・ 建築物以外の工作物の工事（土木工事等）請負代金の額500万円以上

16. 議会の議決

本事業は、議会の議決に付すべき西いぶり広域連合の契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成12年条例第28号）第2条の規定により、西いぶり広域連合議会の議決に付さなければならない契約であるため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。
なお、落札業者は議会の議決を得られないために本契約を締結することができない場合において生じる一切の損害について賠償を請求できないものとする。